

( 5 年 保 存 )  
F N o . - 05190203  
崎 務 ( 人 ) 第 15 号  
崎 教 ( 術 ) 第 20 号  
平 成 21 年 1 月 13 日

各 部 長  
殿  
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

職 務 に 専 念 す る 義 務 の 特 例 に つ い て ( 通 達 )

( 概 要 )

見出しのことについては、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年長崎県条例第5号）、職務に専念する義務の特例を定める規則（昭和26年長崎県人事委員会規則第12号）及び長崎県人事委員会からの通知等により規定されているため、職務専念義務の免除の運用について、誤りのないよう指示したものである。